産業応用部門表彰規程

（総則）

第１条　本規程は、主に産業応用部門会員を対象にした本部門の表彰に関わる全般的事項について定める。

（表彰の種類）

第２条　毎年産業応用部門において行う表彰は次のとおりとする。

（１）産業応用特別賞

学術賞　（副賞：宮入庄太賞，赤木泰文基金）	１名　賞状／２０万円（副賞各５万円込）
貢献賞	３名以内　賞状／１０万円
技術開発賞　（副賞：赤木泰文基金）	１名　賞状／２０万円（副賞１０万円込）

（２）部門活動功労賞　若干名　賞状

（３）論文査読功労賞　若干名 賞状／記念品

（４）部門論文賞　７論文以内　賞状

（５）部門奨励賞

若手奨励賞　（副賞　高橋勲賞，澤俊裕・久米常生基金）	２名　賞状／副賞４万円（各２万円）
学術活動副賞	人数は第５条による　副賞５万円

（６）部門優秀論文発表賞　人数は第５条による　賞状

（７）論文査読促進賞　人数は第５条による　賞状/副賞

（８）若手論文発表奨励賞　人数は第５条による　賞状/副賞

（受賞候補者の条件）

第３条　候補者は、原則として本部門会員に限る。

（１）産業応用特別賞、部門活動功労賞、論文査読功労賞および部門論文賞の候補者の満たすべき条件は、付１による。

（２）部門奨励賞若手奨励賞候補者の満たすべき条件は３５歳程度以下で同賞を受賞したことが無い者とする。

（３）部門優秀論文発表賞の候補者の満たすべき条件は１００周年記念基金学術振興助成による優秀論文発表の表彰に準じる。

（４）論文査読促進賞の候補者が満たすべき条件は、付１による。

（５）若手論文発表奨励賞の候補者が満たすべき条件は，付１による。

（受賞候補者の推薦手続き）

第４条（１）産業応用特別賞および部門活動功労賞の候補者は、正員の推薦による。推薦者は、次の事項を具備した書面を部門長あてに提出する。

・賞の種類
・受賞候補者の氏名、会員種別・番号、勤務先、職名
・推薦者の氏名、会員種別・番号、勤務先、職名

・受賞候補者の推薦理由（５００字以内）

但し、学術賞については、

代表的な論文とその産業応用部門への寄与

代表的な発明、特許とその産業応用部門、学会への寄与

のどちらか、または両方について、その事実を示す資料を添付すること。

また技術開発賞については、開発あるいは改良に関与した代表的な新製品、設備とその産業応用部門、学会への寄与について、その事実を示す資料を添付すること。また候補者の果たした役割について示すこと。

（2）部門論文賞の候補者は、編修長の推薦による。推薦者は、次の事項を具備した書面を部門長あてに提出する。

・賞の種類

・受賞候補者の氏名、会員種別・番号、勤務先、職名

・受賞候補論文の推薦理由（和文５００字、もしくは英文２００ワード程度）

（3）論文査読功労賞の候補者は、編修長の推薦による。推薦者は、次の事項を具備した書面を部門長あてに提出する。

・賞の種類

・受賞候補者の氏名、勤務先，査読実績

（受賞者の選定）

第５条（1）前条、または産業応用部門表彰委員会委員により推薦された産業応用特別賞および部門活動功労賞の受賞候補者の中から、産業応用部門表彰委員会が「産業応用部門表彰規程 付１　受賞候補者の条件等」、および「産業応用部門表彰受賞者選定規程細目」に定める手順により受賞者を選定する。

部門役員会は、この選定結果に基づき受賞者を決定する。

（2）編修長により推薦された部門論文賞の受賞候補者について、産業応用部門表彰委員会が「付１　受賞候補者の条件等」に基づき受賞者を選定する。

部門役員会は、この選定結果に基づき受賞者を決定する。

（3）編修長により推薦された論文査読功労賞の受賞候補者について、産業応用部門表彰委員会が「付１　受賞候補者の条件等」に基づき受賞者を選定する。 部門役員会は、この選定結果に基づき受賞者を決定する。

（4）部門奨励賞の若手奨励賞は、部門大会の論文を対象とした上位２名を選定し、部門大会論文委員会で決定し部門役員会に報告する。部門奨励賞の学術活動副賞は同年の電気学会本部表彰の進歩賞・論文賞・著作賞・技術報告賞・グループ著作賞・特別活動賞の受賞者の中から産業応用部門表彰委員会が選定し、役員会に報告する。

（5）部門大会における発表を対象として優秀論文を資格対象者論文の１０％程度を選定し、うち上位から年度ごとに定められた件数を優秀論文発表賞 A（部門大会）として本部に推薦し、残りを産業応用部門優秀論文発表賞（部門大会）として部門大会論文委員会で決定し、役員会に報告する。

また研究会の論文を対象として優秀論文を資格対象者論文の１０％程度を選定し、うち上位から

年度ごとに定められた件数を優秀論文発表賞 A（研究会）として本部に推薦し、残りを産業応用部門優秀論文発表賞（研究会）として部門調査運営委員会で決定し、役員会に報告する。
また国際ワークショップの論文を対象として優秀論文を資格対象者論文の１０％程度を選定し、産業応用部門優秀論文発表賞（国際ワークショップ）として該当する国際ワークショップ論文委員会で決定し、役員会に報告する。なお、本部表彰・部門表彰、部門大会・研究会・国際ワークショップに関わらず２年連続受賞はできない。但し、前年に産業応用部門優秀論文発表賞（部門表彰）を受賞した者が、当年に優秀論文発表賞 A（本部表彰）を受賞する場合を除く。

（6）論文査読促進賞は、「産業応用部門英文論文誌論文査読促進賞の選考および副賞配付・確認運営方法申し合わせ」に定める手順に基づき、産業応用部門表彰委員会が選定し、役員会に報告する。

（7）若手論文発表奨励賞は，「産業応用部門若手論文発表奨励賞の選考および副賞配付・確認運営方法申し合わせ」に定める手順に基づき、産業応用部門表彰委員会が選定し，役員会に報告する。

（表彰方法等）

第６条 （1）産業応用特別賞、部門活動功労賞、論文査読功労賞および部門論文賞の受賞者については、毎年部門大会において表彰を行うとともに、受賞内容、写真を産業応用部門誌に掲載する。

（2）部門奨励賞の若手奨励賞については毎年部門大会において表彰を行うとともに受賞内容、写真を産業応用部門誌に掲載する。部門奨励賞の学術活動副賞については部門大会での表彰は行わず、受賞内容、写真を産業応用部門誌に掲載する。

（3）部門優秀論文発表賞については１００周年記念基金学術振興助成による優秀論文発表の表彰に準じる。受賞内容を産業応用部門誌に掲載する。
産業応用部門優秀論文発表賞（部門大会）受賞者については、次年度部門大会の懇親会に招待する。表彰式に参加され、産業応用部門大会にも参加される場合には大会参加料（事前登録金額）の半額を補助する。

（4）論文査読促進賞については、受賞内容を産業応用部門誌に掲載するとともに、「産業応用部門英文論文誌論文査読促進賞の選考および副賞配付･確認運営方法申し合わせ」に定める手順に基づき、受賞者に副賞を贈呈する。なお、表彰状は電子版で配布するものとし、部門大会での表彰は行わない。

（5）若手論文発表奨励賞については，受賞内容を産業応用部門誌に掲載するとともに、「産業応用部門若手論文発表奨励賞の選考および副賞配付・確認運営方法申し合わせ」に定める手順に基づき、受賞者に副賞を贈呈する。なお、表彰状は電子版で配布するものとし、部門大会での表彰は行わない。

（表彰に関わる費用の原資）

第７条 賞状、賞金等の表彰に関わる費用については、部門会計より支出する。

（付則）

1. 本規程は平成 4 年 12 月 11 日、部門役員会において承認制定
2. 平成 4 年 12 月 11 日より施行
3. 平成 6 年 6 月 16 日一部改正（付 1 および付 2）
4. 平成 7 年 3 月 16 日一部改正
5. 平成 7 年 6 月 27 日一部改正
6. 平成 8 年 6 月 17 日一部改正
7. 平成 8 年 12 月 19 日一部改正
8. 平成 12 年 5 月 23 日一部改正
9. 平成 15 年 12 月 16 日一部改正（技術開発賞、部門奨励賞、優秀論文発表賞追加）
10. 平成 17 年 1 月 25 日一部改正
11. 平成 19 年 10 月 19 日一部改正（部門奨励賞および優秀論文発表賞の受賞資格変更）
12. 平成 22 年 3 月 9 日一部改正（部門論文賞の追加）
13. 平成 23 年 6 月 7 日一部改正（付 3 各賞の英文表記の追加）
14. 平成 23 年 12 月 15 日一部改正（論文査読功労賞の追加および部門論文賞の論文数の変更）
15. 平成 24 年 10 月 18 日一部改正（部門論文賞の対象に英文論文誌を追加）
16. 平成 25 年 6 月 14 日一部改正（付 2 選考基準（査読功労賞）の改定）
17. 平成 25 年 10 月 22 日一部改正（付 1 受賞者の条件と付 2 選考基準の統合）
18. 平成 27 年 10 月 16 日一部改正（付 1 受賞候補者の条件等）
19. 平成 29 年 12 月 15 日一部改正（受賞者の選定に国際ワークショップ追加）
20. 平成 30 年 4 月 13 日一部改正（部門奨励賞の細分化）
21. 2019 年 10 月 9 日一部改正（論文査読促進賞追加）
22. 2020 年 3 月 25 日一部改正（部門論文賞の件数変更、論文査読促進賞を定常化、その他齟齬修正）
23. 2021 年 6 月 4 日一部改正（論文査読功労賞の条件、推薦手続き、選定の追加）
24. 2021 年 6 月 4 日一部改正（学術賞の副賞を増額，技術開発賞の副賞を追加）
25. 2022 年 12 月 7 日一部改正（副賞の内訳を明記，貢献賞の人数を 1 名追加）
26. 2023 年 5 月 11 日一部改正（付 1 論文賞の受賞者の条件変更）
27. 2023 年 7 月 14 日一部改正（若手論文発表奨励賞追加）
28. 2025 年 7 月 16 日一部改正（部門奨励賞若手奨励賞の副賞を追加，賞金額と内訳を明記）
29. 2026 年 9 月 30 日一部改正（部門優秀論文発表賞（部門表彰）から本部優秀論文発表賞 A への 2 年連続受賞の容認に関する内容を明記）

付１ 受賞候補者の条件等

学術賞　電気学術の中で産業応用関連の学術に関し特に顕著な成果をあげ、電気学会産業応用部門の発展に多大な貢献をなした者であって、電気学会の功績賞、業績賞を受賞していない者。

貢献賞　電気学会産業応用部門の活動に関する貢献が特に著しい者。

技術開発賞　電気技術に関する新製品、設備の完成あるいは改良において顕著な成果をあげた者。

活動功労賞　部門大会実行委員長、幹事など部門発展に関する諸行事等に著しく寄与した者であって、各行事における表彰枠は、概ね６名以下とする。

論文査読功労賞

長年にわたり論文編修・査読を通して、電気学会産業応用部門の発展に多大な貢献をなした者であって、産業応用特別賞（学術賞、貢献賞、技術開発賞）を受賞していない者で、現在論文編修・査読に携わり、概ね６０歳以上の者。

論文賞　前年１月～１２月に産業応用部門誌、もしくは IEEJ Journal of Industry Applications に掲載された論文の中で、産業応用関連の学術または技術に多大な貢献をした論文の著者。但し、当該論文にて電気学術振興賞論文賞を受賞していない者。なお，受賞論文の選考に当たっては，過去５年間の受賞実績を参酌のうえ，広く受賞機会を与えるよう，留意するものとする。

論文査読促進賞

IEEJ Journal of Industry Applications に投稿された論文の査読プロセスにおいて、IEEJ Paper Management System 上で査読依頼日から起算して７日以内に査読結果を回答（前年１月～１２月に少なくとも１回）した者を対象とする。詳細は「産業応用部門英文論文誌論文査読促進賞の選考および副賞配付・確認運営方法申し合わせ」に定める。

若手論文発表奨励賞

３５歳以下の産業応用部門大会発表者で、直近５年間の産業応用部門大会で３年以上の発表をした者（発表者に限る）を対象とする。ただし、当該５年間の中で産業応用部門大会の不開催等があった年がある場合、当該５年間にその年数を加算した年数を適用するものとする。詳細は「産業応用部門若手論文発表奨励賞の選考および副賞配付・確認運営方法申し合わせ」に定める。

（注）同一種類の受賞は一回限りとする。但し、活動功労賞、論文賞、論文査読促進賞、および若手論文発表奨励賞はこの限りでない。

付２ 各賞の英文表記

産業応用特別賞	IEEJ Industry Applications Society Awards
学術賞	IEEJ Industry Applications Society Technical Achievement Award
貢献賞	IEEJ Industry Applications Society Outstanding Contribution Award
技術開発賞	IEEJ Industry Applications Society Technical Development Award
部門活動功労賞	IEEJ Industry Applications Society Service Award
論文査読功労賞	IEEJ Industry Applications Society Paper Review Contribution Award

部門論文賞	IEEJ Industry Applications Society Distinguished Transaction Paper Award
部門奨励賞若手奨励賞	IEEJ Industry Applications Society Best Presentation Award
部門優秀論文発表賞	IEEJ Industry Applications Society Excellent Presentation Award
部門論文査読促進賞	IEEJ Industry Applications Society Quick Paper Review Promotion Award
部門若手論文発表奨励賞	IEEJ Industry Applications Society Presentation Encouragement Award